

倉吉市上下水道局告示第2号

倉吉市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日  
令和8年3月31日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域  
別紙のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
別紙のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式（污水）
- 5 下水の処理が開始される流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517  
名称 天神浄化センター
- 6 縦覧場所  
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）

下水を排除及び処理すべき区域

| No. | 町名     | 地番     |
|-----|--------|--------|
| 1   | 鍛冶町2丁目 | 2897-1 |
| 2   | 福守町    | 251-3  |
| 3   | 福守町    | 339-1  |
| 4   | 福守町    | 382-3  |
| 5   | 福守町    | 382-6  |
| 6   | 福守町    | 382-7  |
| 7   | 福守町    | 382-8  |
| 8   | 福守町    | 382-9  |
| 9   | 福守町    | 382-10 |
| 10  | 福守町    | 382-11 |
| 11  | 福守町    | 382-12 |
| 12  | 福守町    | 406-15 |
| 13  | 福守町    | 406-16 |
| 14  | 福守町    | 407-13 |
| 15  | 福守町    | 407-14 |